

(事業主の方へ)

～ 地方拠点強化税制の「雇用促進税制」のご案内～



地方で本社機能を有する施設を整備し、雇用者※を増加させた場合、税額控除が受けられます。

※雇用保険一般被保険者に限ります。

増加させた雇用者1人あたり、
最大3年間で170万円！



地方拠点強化税制の「雇用促進税制」 <概要>

- ◆ 地方において本社機能の拡充または東京23区から地方への本社機能の移転を行い、その本社機能を有する施設で雇用者（有期雇用又はパートタイムの雇用者を除く）の数を増加させた場合には、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除が適用されます。
- ◆ 東京23区から地方に本社機能に移転する場合、雇用者増加数1人あたり最大3年間で170万円の税額控除が受けられます。（本社機能の拡充の場合は最大30万円）
- ◆ 制度の利用を希望される場合は、ハローワークに「雇用促進計画」を提出してください。詳細は「雇用促進計画の提出手続き」を参照ください。
- ◆ 雇用促進計画の提出は、メールでの受付も可能です（令和5年4月より）。詳しくは厚生労働省ホームページを確認してください。

◆ 税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

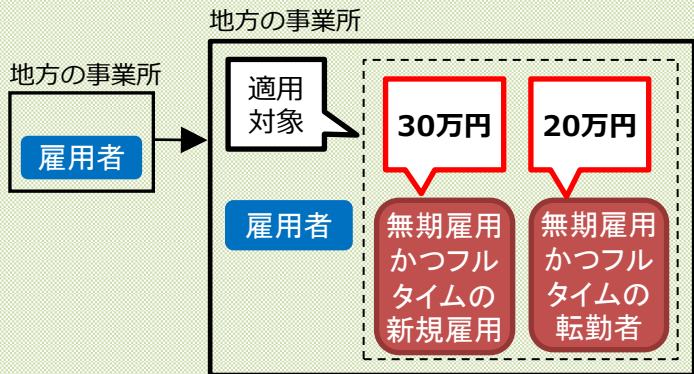
詳細は裏面をご覧ください

地方拠点強化税制の「雇用促進税制」 <詳細>

- 地方拠点強化税制の雇用促進税制は、地方で本社機能の拡充または東京23区から地方への本社機能の移転を行った場合に受けられる優遇措置であり、その地方事業所において雇用者を増加させた場合に税額控除が受けられます。 ※詳しい要件は「雇用促進計画の提出手続き」パンフレットを参照ください。
- 雇用促進税制には、下のように「拡充型」と「移転型」の2種類があります。

拡充型

- 地方に本社を置く企業がその本社を増築する など



地方の事業所における雇用者増加数^(※1)に対して次の金額を税額控除

- ✓ 無期雇用かつフルタイム^(※2)の要件を満たす新規雇用者は、1人あたり**30万円**
- ✓ 地方の事業所における雇用者増加数^(※1)から新規雇用者数を控除した人数のうち、地方の事業所へ転動した無期雇用かつフルタイムの雇用者(新規雇用者を除く)の数につき、1人あたり**20万円**
- ✓ 新規雇用者、転勤者ともに非正規雇用労働者^(※3)は税額控除の対象とならない。

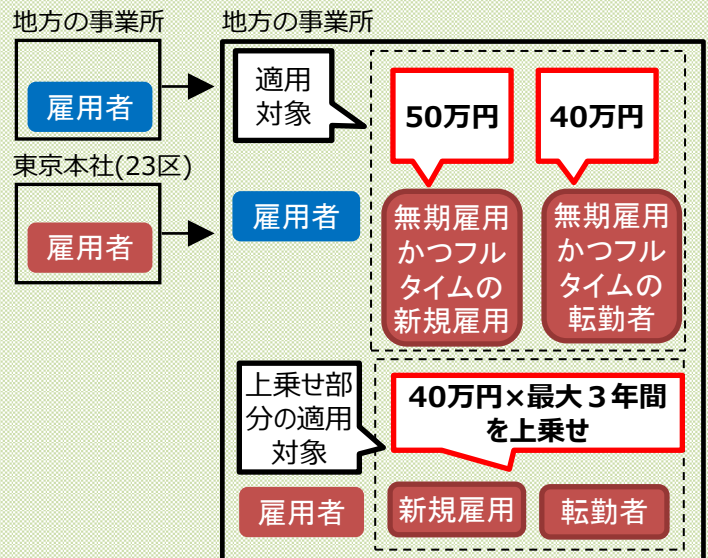
(※1) 雇用保険一般被保険者で法人全体(もしくは個人事業主全体)の雇用者増加数が上限。

(※2) 労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者に該当しないこと。

(※3) 無期雇用でない、またはフルタイムでない人。

移転型

- 東京23区に本社を置く企業が地方に新社屋を建設し本社を移転する など



- ✓ 拡充型と同じ適用対象に20万円を加え、東京23区からの移転者を含む、地方の事業所の増加雇用者1人あたり**40万円**(移転先が中部圏、近畿圏の中心部の場合30万円)の税額控除を上乗せ^(※4)

→ 初年度は1人最大**90万円**、3年間で1人最大**170万円**(50万円+40万円×3年)の税額控除。

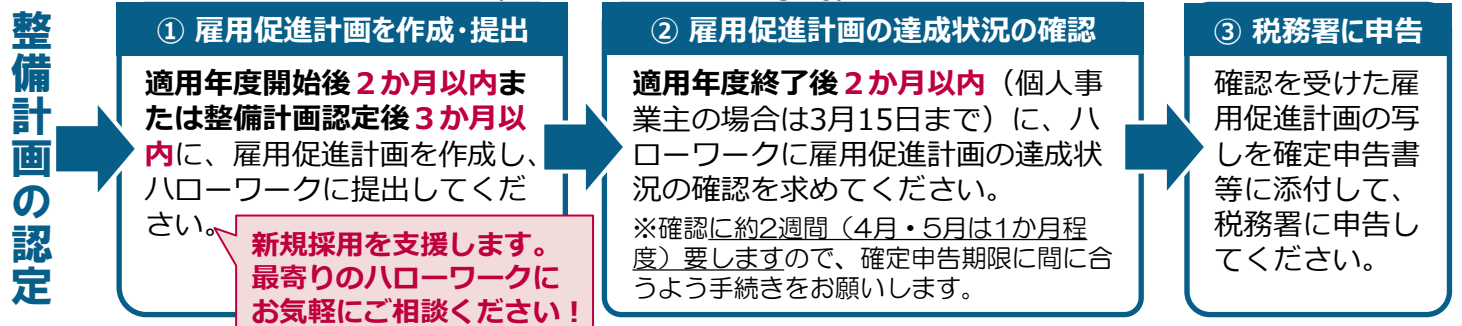
(※4) 上乗せは最大3年間継続。ただし、地方の当該事業所の雇用者数または法人全体(もしくは個人事業主全体)の雇用者数が減少した場合は、それ以降不適用。

【参考】確定申告までの流れ

- 本社機能の移転・拡充に伴う優遇措置を受けるためには、**令和6年3月31日までに移転・拡充先となる都道府県知事に対して整備計画を申請し、認定を受けることが必要です。**
- 移転・拡充先となる地域は、東京圏以外の地域*で、都道府県において設定されているため、移転・拡充先となる都道府県にお問い合わせください。

* 詳細は「内閣府地方創生推進事務局HP」でご確認ください。

→ <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>



<お問い合わせ先>

- 雇用促進計画の作成・確認について : 本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク
- 税額控除制度について : 最寄りの税務署